

告示の解説

1 規制方法変更の背景

昭和 46 年、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制するため、悪臭防止法が制定されました。

千葉市においては、平成 4 年の政令指定都市移行に伴い、規制地域の指定等の告示を行い、市内全域を対象にアンモニアや硫化水素などの特定悪臭物質の濃度規制を行っています。制定当初、特定悪臭物質は 5 物質でしたが、順次追加され、現在は 22 物質が指定されています。

近年、特定悪臭物質濃度が規制基準値内であるにもかかわらず苦情が解決しないといったケースや、また、飲食店などを発生源とする住宅地での苦情が増えています。その原因が規制基準値以下の物質あるいは未規制の物質が多種排出され、これらが相加・相乗されることにより人の嗅覚に強く感じられることが多くなってきています。

平成 7 年の悪臭防止法の改正により人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する**臭気指数規制**（*用語の解説参照）が導入され、規制方式を地域の判断で選択できるようになりました。この規制方式は、においを全体としてとらえるため、物質濃度による規制では補完できない複合臭や未規制物質によるにおいにも対応ができるという特徴があります。

本市においても、臭気指数による規制方法が苦情対応などに有効に機能すると考えられるため導入することにしました。

2 規制基準及び設定の基本的考え方

- (1) この規制方法の変更は、特定悪臭物質濃度規制の代替措置であることから、現在の規制基準の濃度レベルを踏まえ、**臭気強度 2.5**（*用語の解説参照）を基本に設定します。
- (2) 現在の悪臭防止法による物質濃度規制が千葉市全域を指定していることから、臭気指数規制についても同様に千葉市全域を指定地域とします。
- (3) 工場その他の事業場の敷地境界の規制基準（**1号規制**）は次のとおりとします。

住居系地域については、住居が集合している地域であることから、臭気強度 2.5 を基本として設定し、他の地域より良好な環境を保全する必要があることに配慮して臭気指数規制値を 12 とします。

商業系地域及び工業系地域については、臭気強度 2.5 を基本として設定し、住居系地域との差を明確にするため、臭気指数規制値を 14 とします。

市街化調整区域については、現在の特定悪臭物質規制が臭気強度 2.5 及び 3.5 を基本として設定されていることから、臭気指数についても同様に臭気強度 2.5 にできるだけ近い 2.5 と 3.5 の範囲内で設定し、商業系地域及び工業系地域との差を明確にするため、臭気指数規制値を 16 とします。

- (4) 工場その他の事業場の煙突などの気体排出口の規制基準(2号規制)は、1号規制の基準値を基礎として悪臭防止法施行規則に定める方法により算出した臭気排出強度(排出ガス流量に臭気濃度を乗じた値)または臭気指数となります。

排出口の実高さが 15m 以上の場合は、排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界の規制基準に適合するように大気拡散式(計算ソフト)を用いて工場または事業場ごとに算出します。

排出口の実高さが 15m 未満の場合は、の計算ソフトの他に希釈度や早見表を用いた簡便な方法で算出することもできます。

注: 計算ソフトや早見表など詳しくは環境省作成の「よくわかる臭気指数規制 2号基準」を参照ください。

<http://www.env.go.jp/air/akushu/kisei/index.html>

- (5) 排出水の規制基準(3号規制)は、1号規制の基準値に 16 を加えた数値になります。

住居系地域については、臭気指数規制値は 28 です。

商業系地域及び工業系地域については、臭気指数規制値は 30 です。

市街化調整区域については、臭気指数規制値は 32 です。

- (6) 住居系地域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域とします。

商業系及び工業系地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域とします。

これらの用途地域及び市街化調整区域は都市計画法により定められたものを表します。